

# 参 考 资 料

# 意識調査結果 各分野における男女の地位の平等感

(全国との比較、平成16年と22年との比較)

◎ 内閣府、男女共同参画社会に関する世論調査 平成21年10月実施(有効回収率64.8%)

◎ 京丹後市意識調査 平成16年10月実施(有効回収率41.3%)、平成22年4月実施(有効回収率39.2%)

※ 端数処理の関係上、内訳と合計が一致しない場合があります。

## ① 家庭生活における男女の地位の平等感

項目	全国:平成21年10月実施		京丹後市:平成16年10月実施		京丹後市:平成22年4月実施	
	全 国	京丹後市(平成16年10月)	全 国	京丹後市(平成22年4月)	全 国	京丹後市(平成22年4月)
男性の方が非常に優遇されている	7.8%	24.1%	46.5%	16.3%	45.0%	61.3%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	38.7%	45.2%	69.3%	45.0%	61.3%	61.3%
平等である	43.1%	13.6%	—	14.6%	—	—
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6.7%	6.4%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
女性の方が非常に優遇されている	1.7%	2.1%	8.5%	2.9%	11.2%	11.2%
わからない・無回答・不明	1.9%	8.7%	—	12.9%	—	—

※ 全国では「平等である」と「男性の方が優遇されている」がほぼ同比率であるが、本市では「男性の方が優遇されている」が「平等である」という回答よりも圧倒的に高い。

## ② 職場における男女の地位の平等感

項目	全 国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
	全 国	京丹後市(平成16年10月)	全 国	京丹後市(平成22年4月)	全 国	京丹後市(平成22年4月)
男性の方が非常に優遇されている	15.6%	10.8%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	46.5%	44.1%	54.9%	38.3%	49.0%	49.0%
平等である	24.4%	19.1%	—	22.6%	—	—
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.4%	6.2%	5.1%	5.1%	5.1%	5.1%
女性の方が非常に優遇されている	0.9%	0.4%	6.6%	1.0%	6.1%	6.1%
わからない・無回答・不明	8.1%	19.5%	—	22.3%	—	—

※ 全国と比較して「男性が優遇されている」回答がやや低く、「女性が優遇されている」という回答がやや高めとなっている。

## ③ 学校教育の場における男女の地位の平等感

項目	全 国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
	全 国	京丹後市(平成16年10月)	全 国	京丹後市(平成22年4月)	全 国	京丹後市(平成22年4月)
男性の方が非常に優遇されている	1.9%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	12.0%	8.8%	10.3%	8.8%	10.2%	10.2%
平等である	68.1%	56.5%	—	56.3%	—	—
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.9%	4.5%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
女性の方が非常に優遇されている	0.9%	0.5%	0.4%	0.4%	3.2%	3.2%
わからない・無回答・不明	13.1%	28.2%	—	30.2%	—	—

※ 全国・本市とも「平等である」という回答が最も高くなっている。

## ④ 地域活動の場(自治会・ボランティア活動など)における男女の地位の平等感

項目	全 国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
	全 国	京丹後市(平成16年10月)	全 国	京丹後市(平成22年4月)	全 国	京丹後市(平成22年4月)
男性の方が非常に優遇されている	6.5%	3.9%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	28.2%	24.9%	28.8%	22.9%	27.2%	27.2%
平等である	51.0%	36.7%	—	37.9%	—	—
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6.4%	11.4%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%
女性の方が非常に優遇されている	0.6%	1.5%	1.3%	1.3%	13.9%	13.9%
わからない・無回答・不明	7.3%	21.7%	—	20.9%	—	—

※ 全国・本市とも「平等である」という回答が最も高いが、全国と比較すると本市では「男性の方が優遇されている」がやや低く、「女性のほうが優遇されている」がやや高くなっている。

⑤ 政治や行政の政策・方針決定の場における男女の地位の平等感

項目	全 国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	23.7%	男性の方が優遇されている	17.8%	男性の方が優遇されている	14.3%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	48.1%	71.8%	45.4%	63.2%	39.5%	53.8%
平等である	21.0%	—	16.2%	—	21.2%	—
どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.9%	女性の方が優遇されている	1.5%	女性の方が優遇されている	2.4%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.3%	2.1%	0.1%	1.6%	0.3%	2.7%
わからない・無回答・不明	5.1%	—	19.0%	—	22.3%	—

※ 全国・本市とも「男性の方が優遇されている」という回答が最も高くなっている。

⑥ 法律や制度の上での男女の地位の平等感

項目	全 国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	7.8%	男性の方が優遇されている	7.4%	男性の方が優遇されている	7.0%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	33.5%	41.4%	28.0%	35.4%	27.5%	34.5%
平等である	44.4%	—	36.4%	—	36.5%	—
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6.5%	女性の方が優遇されている	7.3%	女性の方が優遇されている	6.5%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.9%	7.3%	1.0%	8.3%	1.4%	7.9%
わからない・無回答・不明	6.9%	—	20.0%	—	21.1%	—

※ 全国・本市とも「男性の方が優遇されている」と「平等である」という回答がほぼ同比率であり、同傾向の回答となっている。

⑦ 社会通念や慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感

項目	全 国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	18.7%	男性の方が優遇されている	22.4%	男性の方が優遇されている	17.9%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	53.2%	71.9%	54.1%	76.5%	52.2%	70.1%
平等である	20.6%	—	9.6%	—	9.5%	—
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.4%	女性の方が優遇されている	2.9%	女性の方が優遇されている	2.4%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.5%	3.9%	0.6%	3.5%	0.4%	2.8%
わからない・無回答・不明	3.6%	—	10.4%	—	17.6%	—

※ 全国・本市とも「男性の方が優遇されている」という回答が7割以上と、圧倒的に高くなっている。

⑧ 日本(社会)全体における男女の地位の平等感

項目	全 国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	9.7%	男性の方が優遇されている	11.1%	男性の方が優遇されている	11.1%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	61.9%	71.5%	63.3%	74.4%	54.2%	65.3%
平等である	23.2%	—	11.5%	—	15.3%	—
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.4%	女性の方が優遇されている	3.4%	女性の方が優遇されている	3.2%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.3%	3.6%	0.7%	4.1%	0.6%	3.8%
わからない・無回答・不明	1.6%	—	9.9%	—	15.6%	—

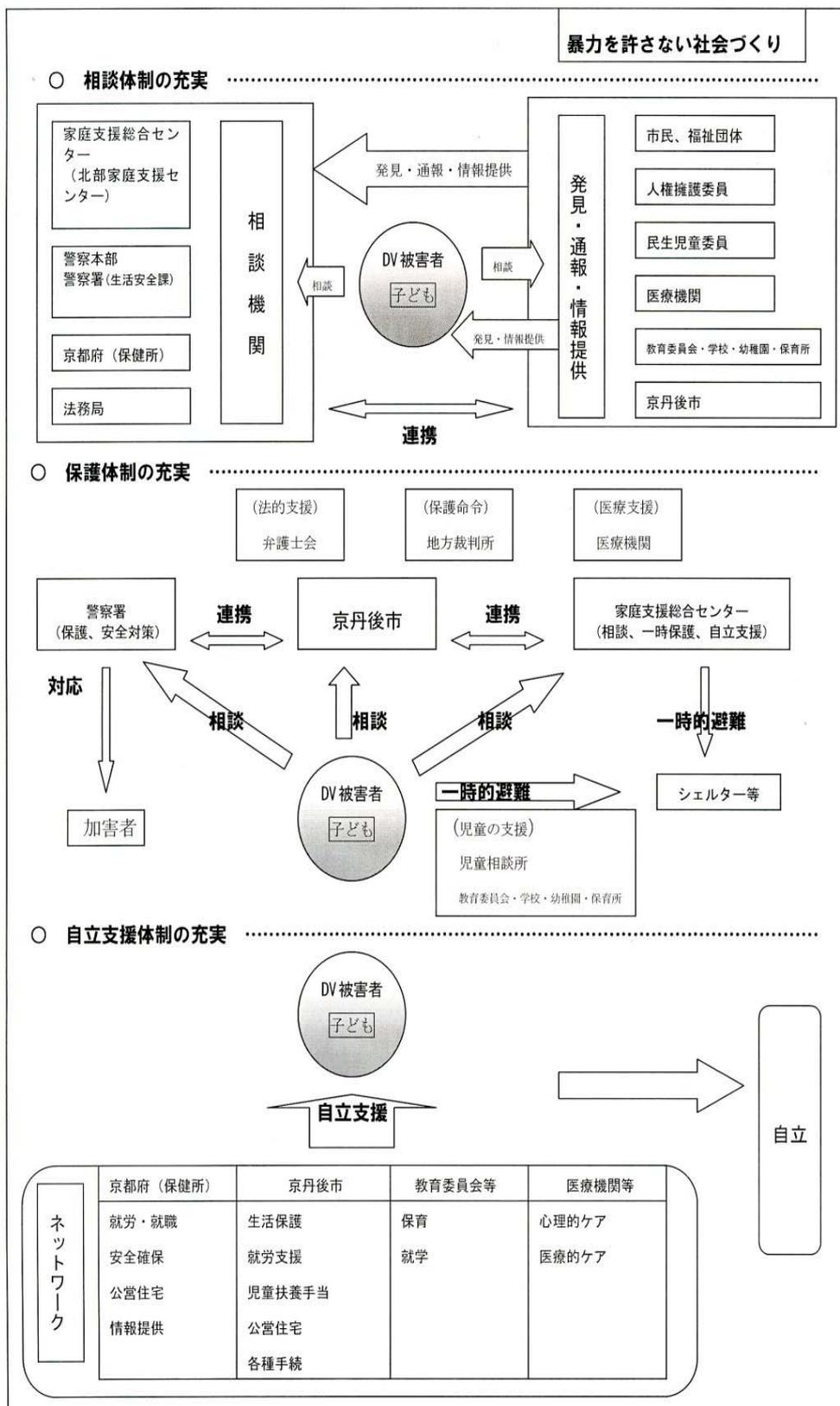
※ 全国・本市とも「男性の方が優遇されている」という回答が7割前後と、圧倒的に高くなっている。

※ 全国と比較して本市では「わからない・無回答・不明」の回答比率が高いため、項目により多少の差異は見られるが、全国・本市ともほぼ同傾向の結果となっている。

※ とともに「学校教育」「地域活動の場」では「平等である」という回答が最も高くなっているが、それ以外の全ての分野で、「男性の方が優遇されている」という回答が依然として最も高く、また「女性の方が優遇されている」という回答に比較して圧倒的に高い結果となっている。

※ 本市においては、前回調査(H16)と比較して全般に男女平等の意識が高くなっている。

## ドメスティック・バイオレンス被害者支援体制



# 京丹後市男女共同参画条例等制定体制

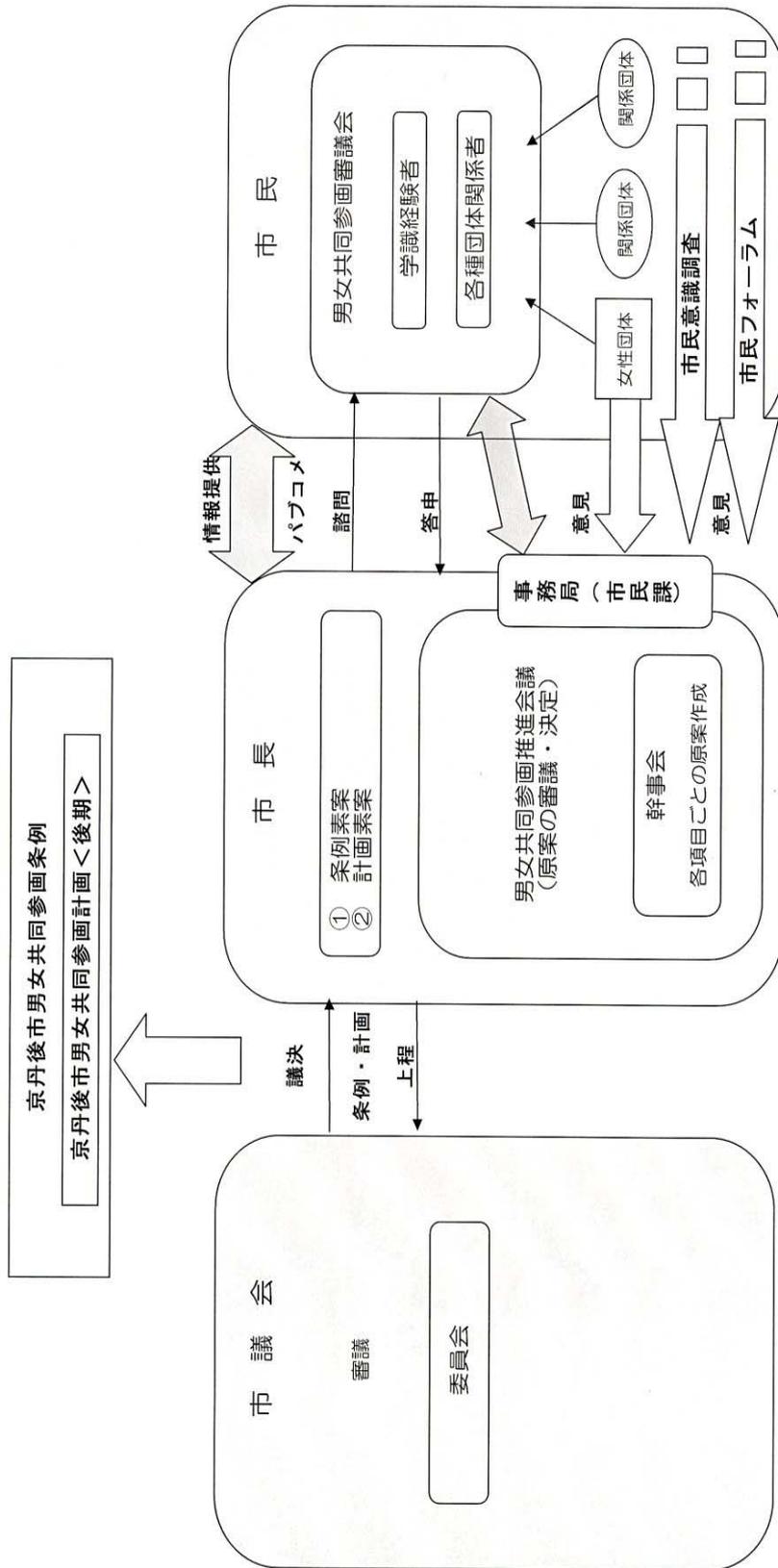


図 1

### 人口と少子高齢化の状況

(市民課住基人口) 単位：人、%

調査年	人口	(14歳以下)	(65歳以上)	高齢化率
平成16年4月1日	65,822	9,860	17,491	26.6
平成17年4月1日	65,129	9,589	17,536	26.9
平成18年4月1日	64,289	9,307	17,686	27.5
平成19年4月1日	63,521	9,050	17,859	28.1
平成20年4月1日	62,828	8,800	17,988	28.6
平成21年4月1日	62,172	8,500	18,157	29.2
平成22年4月1日	61,592	8,245	18,333	29.8

図 2

### 女性の労働力率

(平成17年国勢調査) 単位：人、%

京丹後市			京都府	全国
女性人口	労働力人口	労働力率	労働力率	労働力率
28,080	14,878	53.0	48.3	48.4

図 3

### 女性の年齢階級別就業率

(平成17年国勢調査) 単位：%

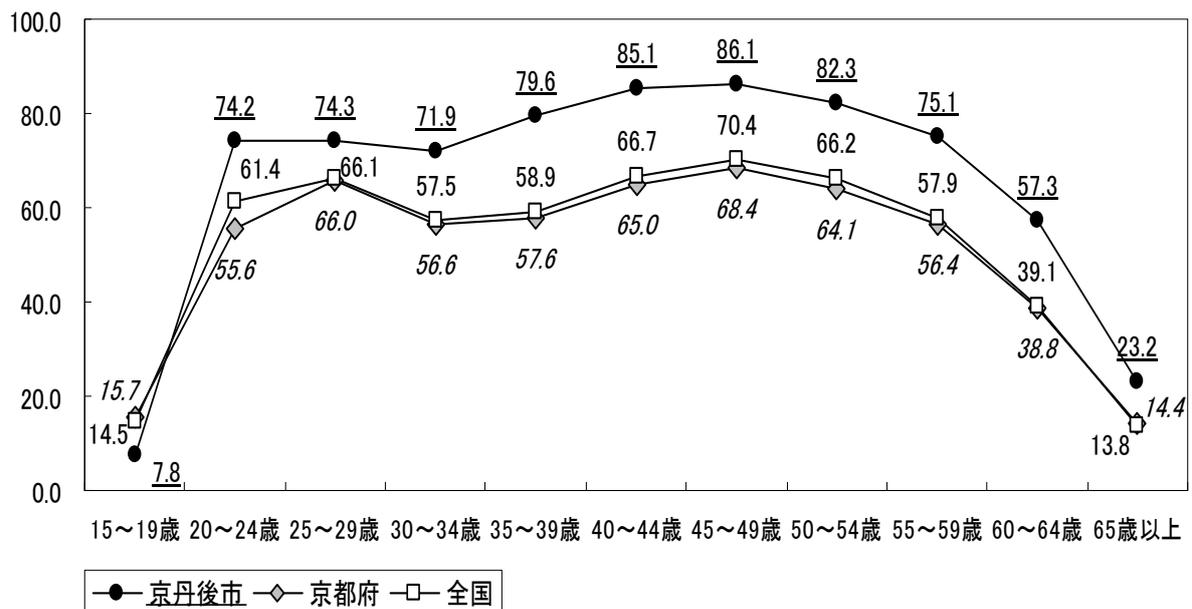


図 4

意識調査結果 男女平等の意識

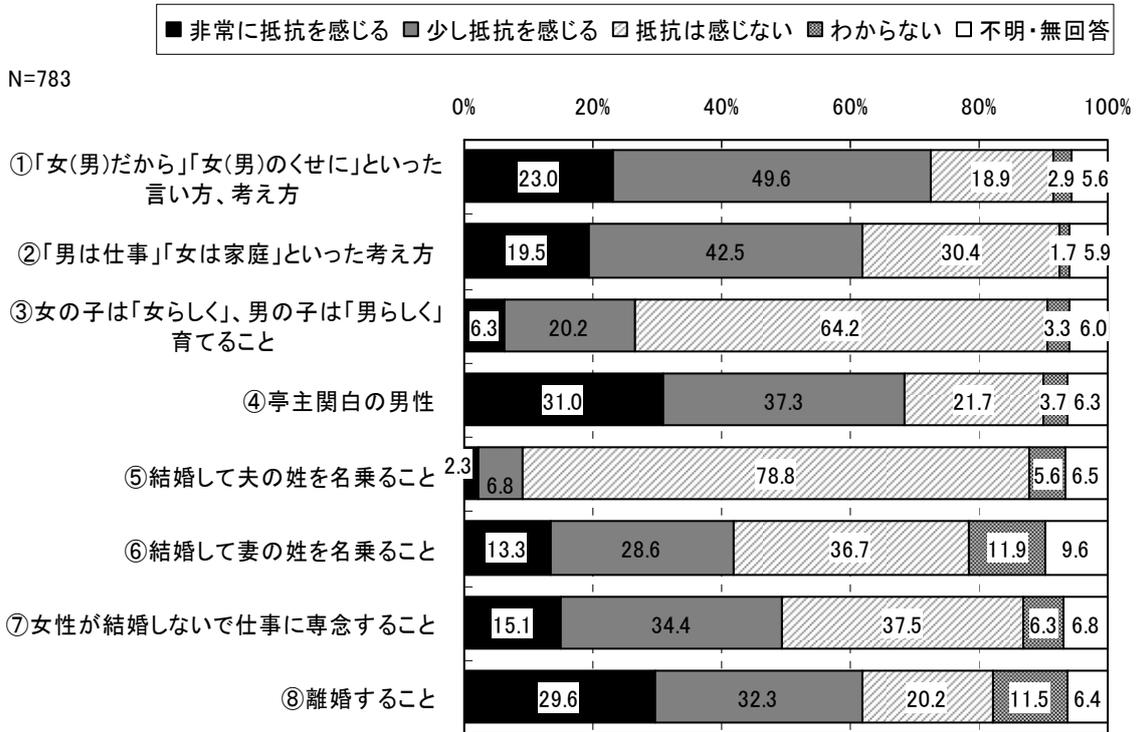
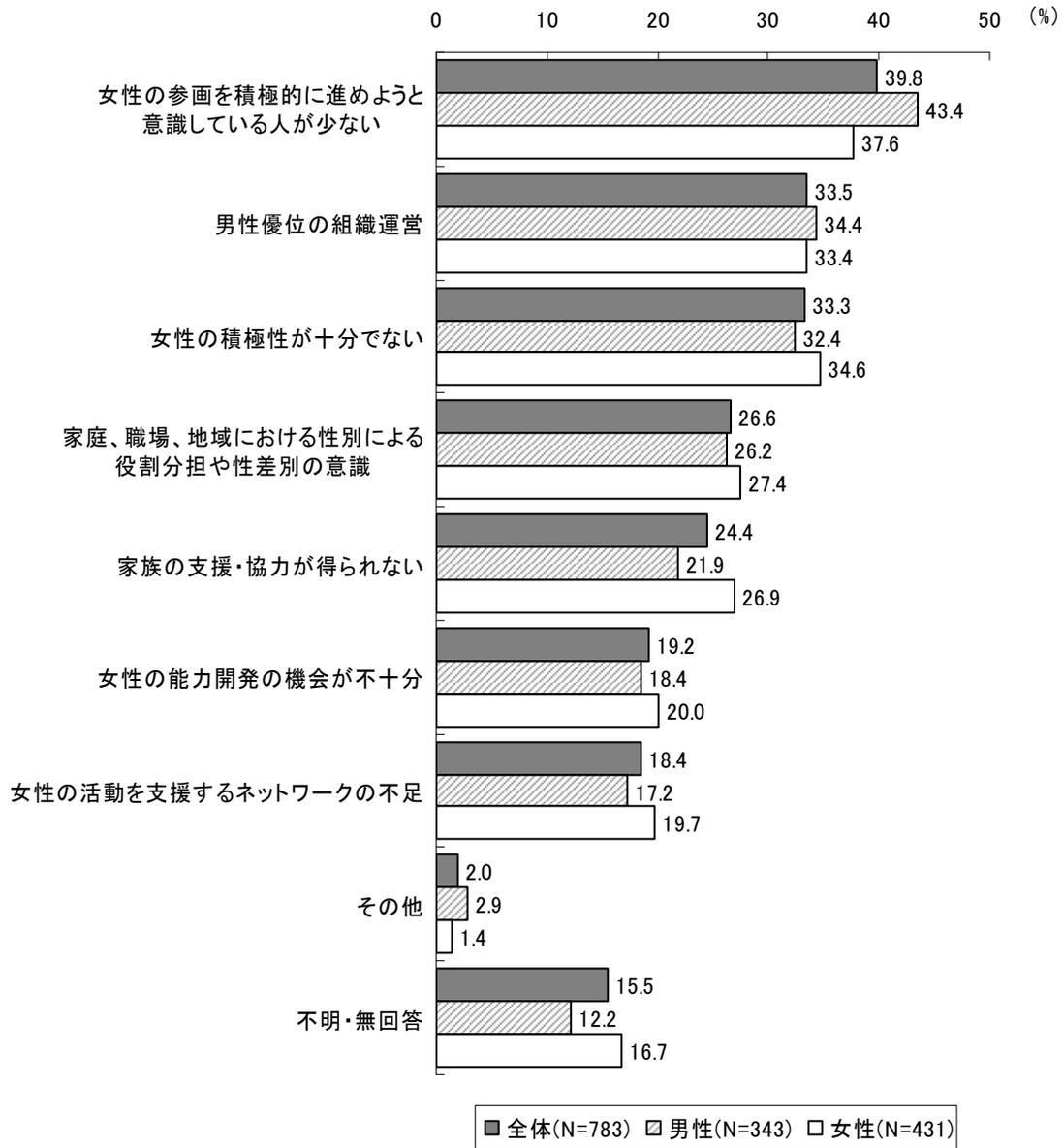


図5

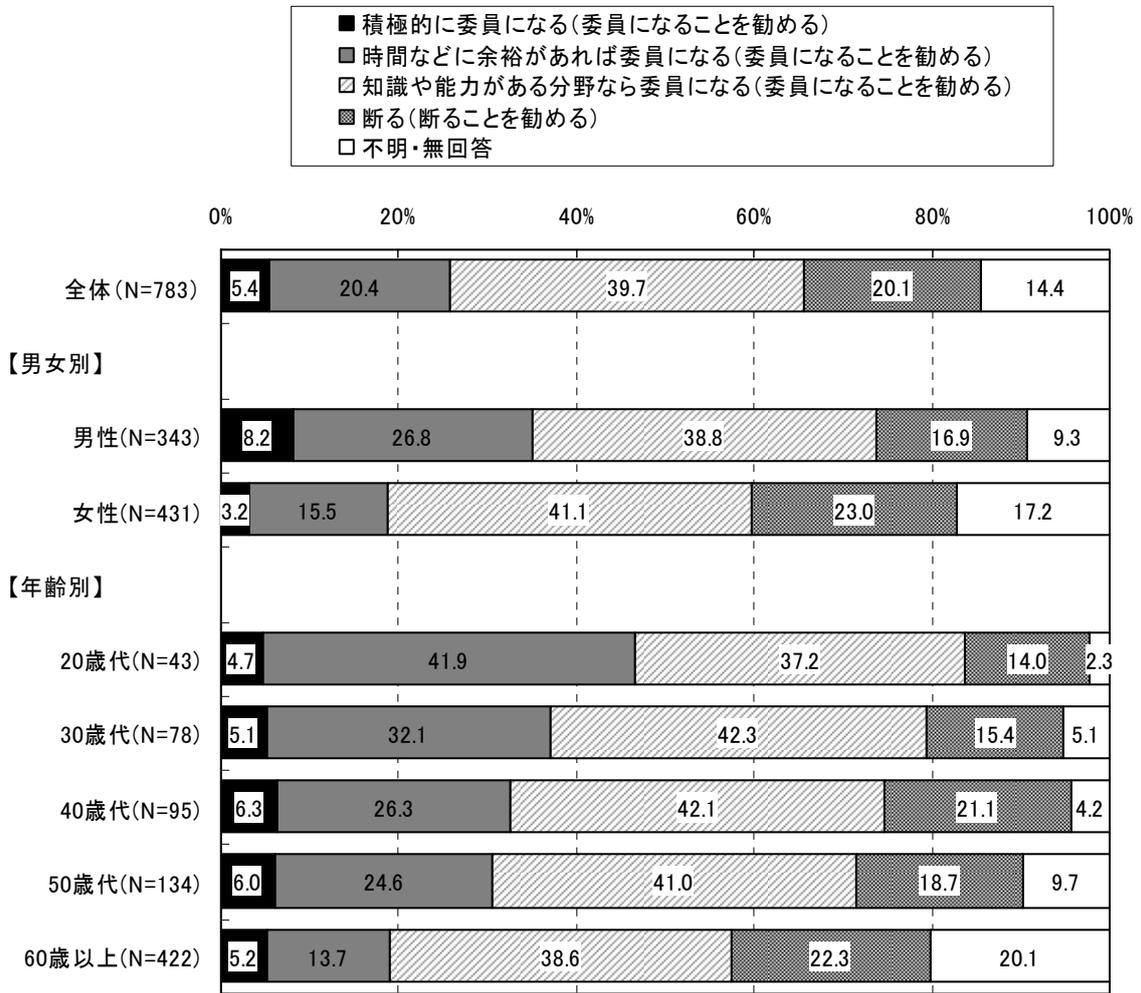
意識調査結果 政策決定の場に女性の参画が少ない理由



※ 図表中における「N」=集計対象者総数

図 6

意識調査結果 市の委員会等への女性の参画意向



(平成 16 年調査との比較)

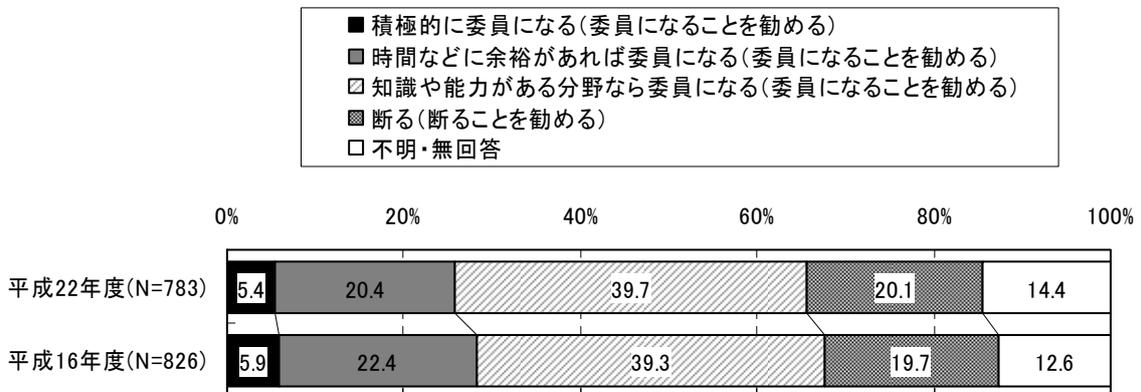
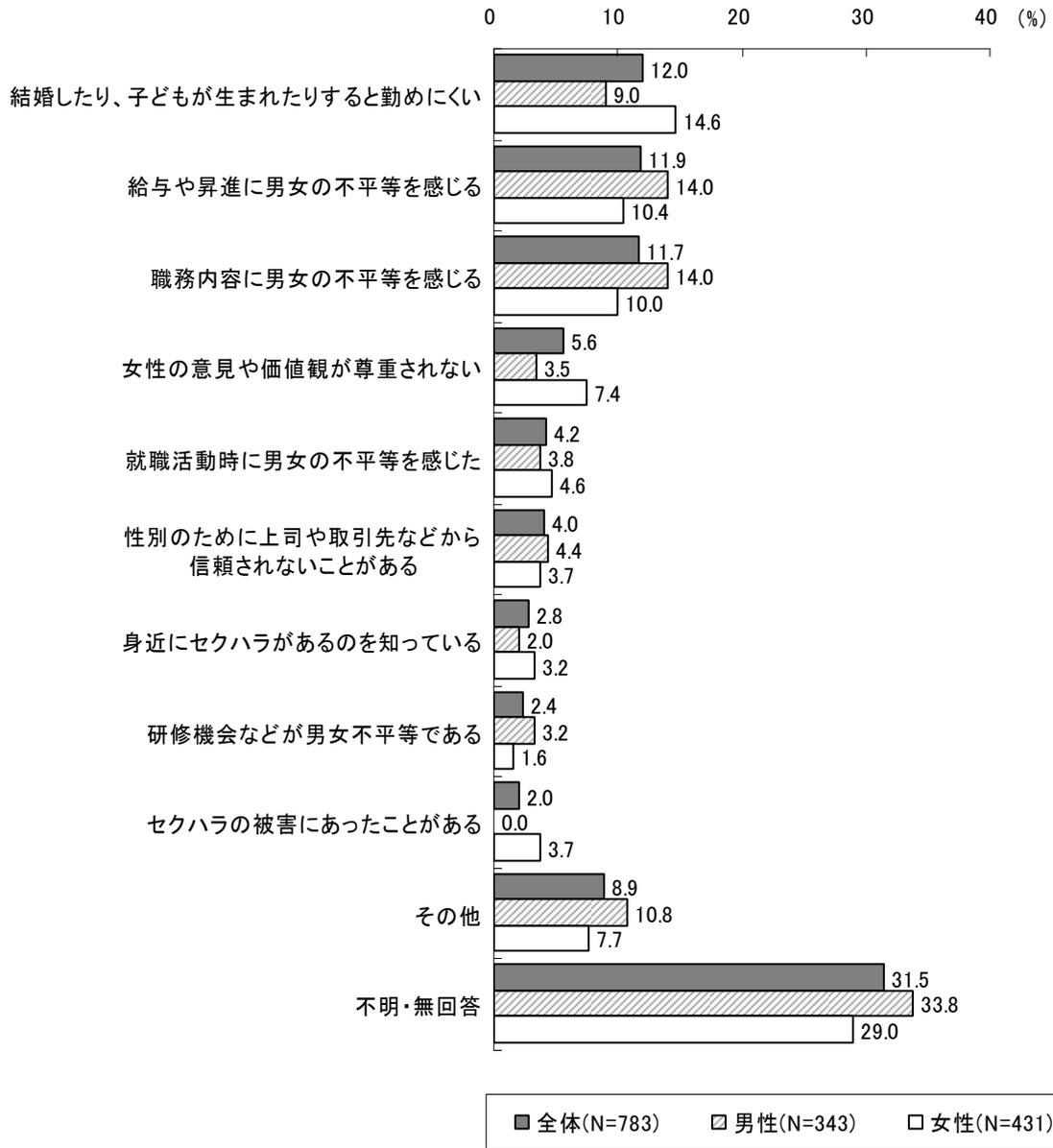


図 7

意識調査結果 職場における男女不平等の実態



※ 「無職」の回答を除く

### 議会における女性議員の割合

単位：人、%

議員数	議会		※ 参考 京都府議会
	うち女性	構成比	
24	2	8.3	9.8

(平成 23 年 1 月 31 日現在)

### 主な審議会における女性委員の割合

単位：人、%

名称		委員数	割合	
			うち女性	構成比
合計		329	87	26.4
環境	京丹後市廃棄物減量等推進審議会	19	10	52.6
健康福祉	京丹後市民生委員推薦会	14	3	21.4
	京丹後市介護認定審査会	24	7	29.2
	京丹後市障害程度区分等認定審査会	5	2	40.0
	京丹後市予防接種健康被害調査委員会	3	0	0.0
子育て教育	京丹後市社会教育委員会議	15	6	40.0
	京丹後市スポーツ振興審議会	12	3	25.0
	京丹後市図書館協議会	10	7	70.0
	京丹後市文化財保護審議会	10	0	0.0
	京丹後市史編さん委員会	11	0	0.0
	京丹後市子ども未来まちづくり審議会	10	5	50.0
安全	京丹後市防災会議	25	2	8.0
	京丹後市交通安全対策会議	19	1	5.3
	京丹後市国民保護協議会	30	4	13.3
行財政	京丹後市行財政改革推進委員会	11	5	45.5
	京丹後市情報公開個人情報保護審査会	6	4	66.7
	京丹後市総合計画審議会	17	6	35.3
	京丹後市自治功労者等審査委員会	7	0	0.0
	京丹後市政治倫理審査会	5	1	20.0
	京丹後市観光立市推進会議	27	5	18.5
産業雇用	京丹後市入札監視委員会	3	0	0.0
	京丹後市工業団地工場用地譲受人審査選考委員会	3	0	0.0
	京丹後市都市計画審議会	19	5	26.3
	京丹後市上下水道事業審議会	9	3	33.3
	京丹後市職員衛生委員会	15	8	53.3

(平成 22 年 4 月 1 日現在 法令、条例等によるもの)

図 10

市職員の管理職に占める女性割合

(分野別)

単位：人、%

部署		職員数			管理職		
			うち女性	構成比		うち女性	構成比
合計		1,073	538	50.1	246	70	28.5
産業雇用	1 農林水産環境部	44	5	11.4	15	1	6.7
	2 商工観光部	27	5	18.5	9		0.0
	3 農業委員会事務局	5	1	20.0	2		0.0
環境等	1 市民部	44	13	29.5	13	1	7.7
健康福祉	1 健康長寿福祉部	79	53	67.1	17	6	35.3
	2 医療部	7	2	28.6	3		0.0
	3 病院	303	236	77.9	45	22	48.9
	4 診療所	12	8	66.7	2		0.0
子育て教育	1 教育委員会事務局・公民館等	43	10	23.3	14	1	7.1
	2 学校・幼稚園	51	33	64.7	3	3	100.0
	3 保育所	130	128	98.5	30	30	100.0
共同参画	1 市民局	59	20	33.9	17	2	11.8
安全	1 建設部	35	4	11.4	12		0.0
	2 上下水道部	42	4	9.5	11		0.0
	3 消防本部	94		0.0	18		0.0
行財政	1 企画総務部	33	4	12.1	12	1	8.3
	2 財務部	44	7	15.9	13	1	7.7
	3 議会事務局	5	1	20.0	3		0.0
	4 監査委員事務局	3	1	33.3	2	1	50.0
	5 出納室	6	2	33.3	3	1	33.3
	6 秘書広報広聴課	7	1	14.3	2		0.0

(職位別)

単位：人、%

区分		職員数		
			うち女性	構成比
合計		1,073	538	50.1
管理職	部長級	24	1	4.2
	課長級	83	7	8.4
	課長補佐級	139	62	44.6
係長級		23	4	17.4
主任級		444	209	47.1
係員級		360	255	70.8

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

図 11

家族経営協定締結農家数

単位：戸、%

	京丹後市 (H22)	※参考 京都府 (H21)
戸数	8	266
農家数	2,788	24,406
構成比	0.3	1.1

(農家数：2005年農林業センサスによる販売農家)

図 12

意識調査結果 ドメスティック・バイオレンスの経験

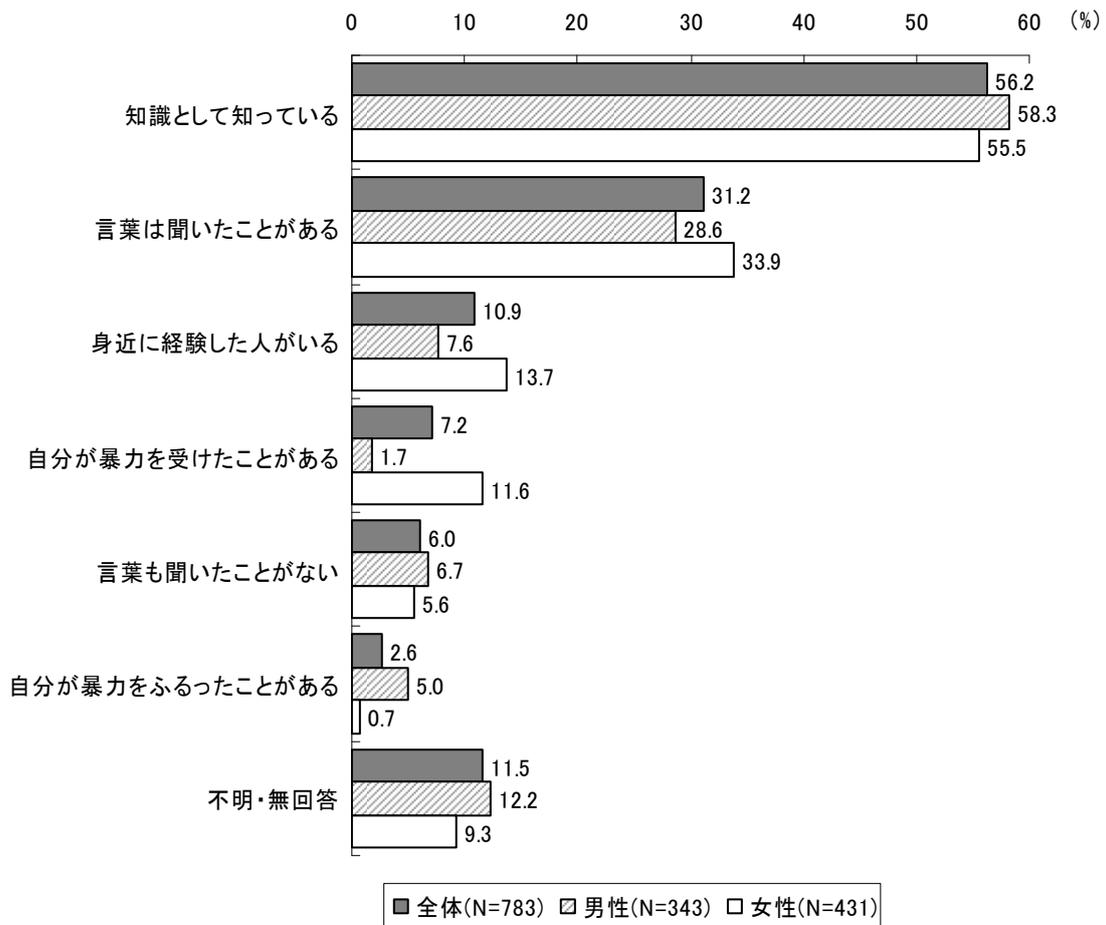


図 13

意識調査結果 ドメスティック・バイオレンスへの対処

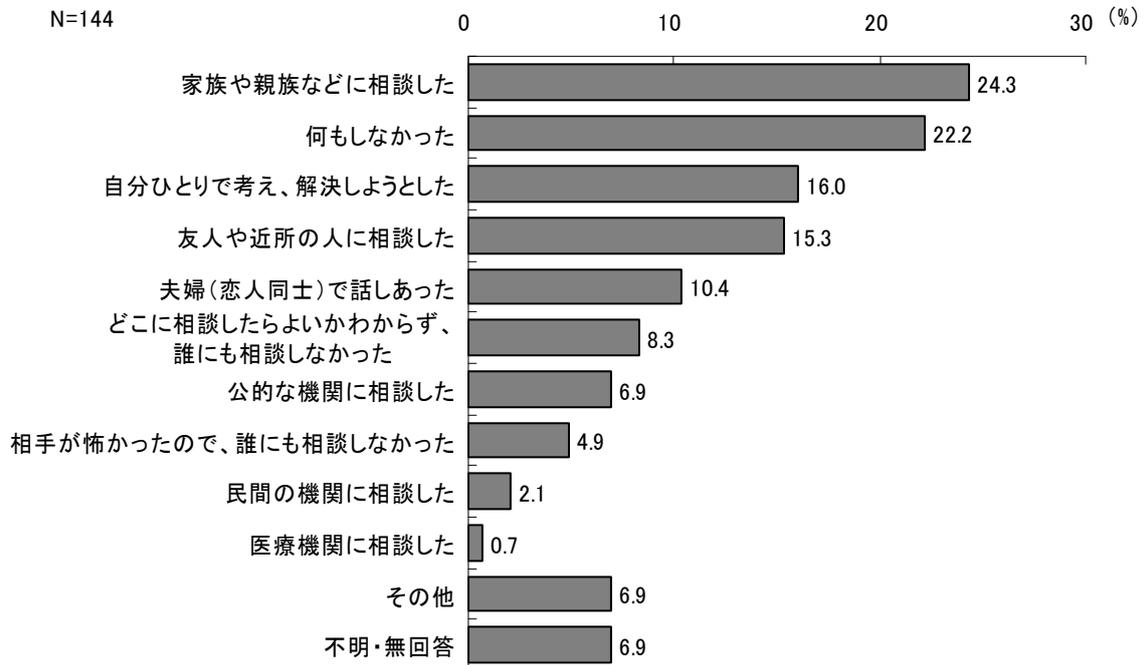


図 14

相談窓口、相談件数の状況

(単位：件)

	相談件数等	備考
地域子育てセンター	181	6ヶ所設置(主に子育てに関する相談)
家庭子ども相談室	207	平成21年度設置(旧 家庭児童相談室)
女性相談	47	月2回実施 (内容：DV34件、別居・離婚7件、義理の親・子関係3件他)

(平成21年度)

図 15

意識調査結果 平日の仕事・家事労働時間(平成16年調査との比較)

就労者平均

調査年	全体		男性		女性	
	平成16年	平成22年	平成16年	平成22年	平成16年	平成22年
仕事	8時間30分	9時間02分	9時間06分	9時間58分	7時間54分	8時間13分
家事	3時間06分	2時間44分	1時間18分	1時間31分	3時間18分	3時間13分

非就労者平均

家事	3時間06分	4時間01分	2時間18分	2時間30分	4時間42分	4時間20分
----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※ 記入者の平均。0時間や無回答は除く、ここでいう家事には、子育て、介護は含まない

※ 非就労者は、学生を除く家事専業、無職

### 総合検診の状況

(単位：人、%)

名 称	対象者数	参加者数	受診率	対象者
基本健康診査 (20 歳～39 歳)	5,171	1,102	21.3	20 歳以上 39 歳以下の方
基本健康診査 (40 歳以上)	23,453	7,240	30.9	40 歳以上の方 (※40～74 歳は国保資格のある方)
肝炎ウイルス検診	22,979	654	2.8	前年度までの受診者を除く 40 歳以上の方
結核検診	14,249	4,708	33.0	65 歳以上の方
肺がん検診	18,963	8,370	44.1	40 歳以上の方
胃がん検診	18,963	5,148	27.1	40 歳以上の方
大腸がん検診	18,963	7,441	39.2	40 歳以上の方
子宮がん検診	13,308	3,032	42.2	20 歳以上の女性 (2 年に 1 回)
乳がん検診 (マンモ併用)	11,858	2,933	48.3	40 歳以上の女性 (2 年に 1 回)
前立腺がん検診	11,490	2,192	19.1	前年度異常なしの方を除く 55 歳以上の男性
腹部エコー検診	5,854	1,294	22.1	40・45・50・55・60・65・70 歳の方

※ 平成 21 年度 骨粗しょう症検診は終了し、健康教室などで簡易検査を実施

### 健康教室等の状況

(単位：回、人)

名称	実施回数	参加者数
メタボ予防教室	11	118
元気なからだをつくる教室	6	101
たばこ教育	5	302
ボディトーク教室	6	117
こころの健康教室	13	266
家族介護教室	10	126
家族介護者交流会	10	229
認知症家族介護教室	6	83

※ 平成 21 年度 参加者数は延べ人数

### 保育サービスの状況

	現 状	備 考
延長保育の実施箇所	7	峰山保育所、大宮南保育所、網野みなみ保育所、丹後保育所、溝谷保育所、こうりゅう保育所、網野保育所（現状：最大 7:30～19:00、39 人）
低年齢保育の定員数	326	21ヶ所で実施
一時保育実施箇所	5	峰山保育所、大宮南保育所、網野みなみ保育所、こうりゅう保育所、丹後保育所
放課後児童クラブ実施箇所	10	現状：小学3年生までを対象。定員 65 名。峰山、大宮、網野、丹後、久美浜、弥栄、峰山長岡、網野南、大宮周枳、峰山吉原 で実施

※ 平成21年度

※ 京丹後市認可保育所数：28ヶ所、京丹後市無認可保育所数：6ヶ所

※ 放課後児童クラブについては、平成22年度から小学4年生までを対象、実施箇所11（網野北小）

### 高齢者の主な居宅介護サービスの状況

	現 状
ホームヘルプサービス事業所	10ヶ所
デイサービス事業所	14ヶ所
デイケア事業所	3ヶ所
ショートステイ事業所	11ヶ所
居宅介護支援事業所	21ヶ所

※ 平成 22 年度

### 障害者の主なサービスの状況

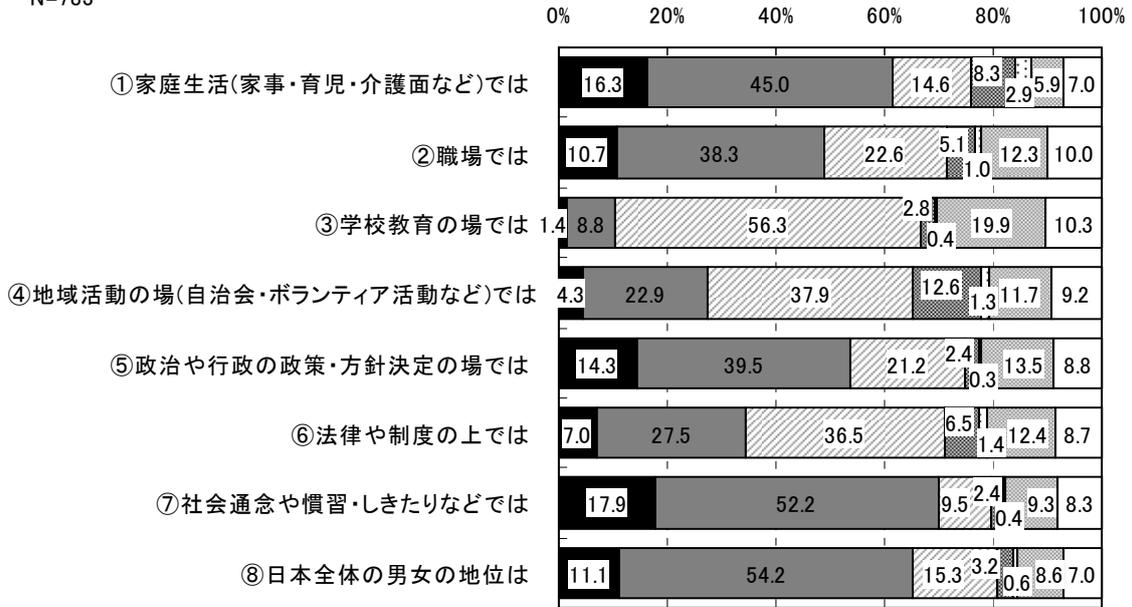
	現 状
ホームヘルプサービス事業所	8ヶ所
デイサービス事業所	1ヶ所
ショートステイサービス事業所	6ヶ所
グループホーム・ケアホーム	6ヶ所
知的障害者通所授産施設	3ヶ所

※ 平成 22 年度

意識調査結果 各分野における男女の地位の平等感

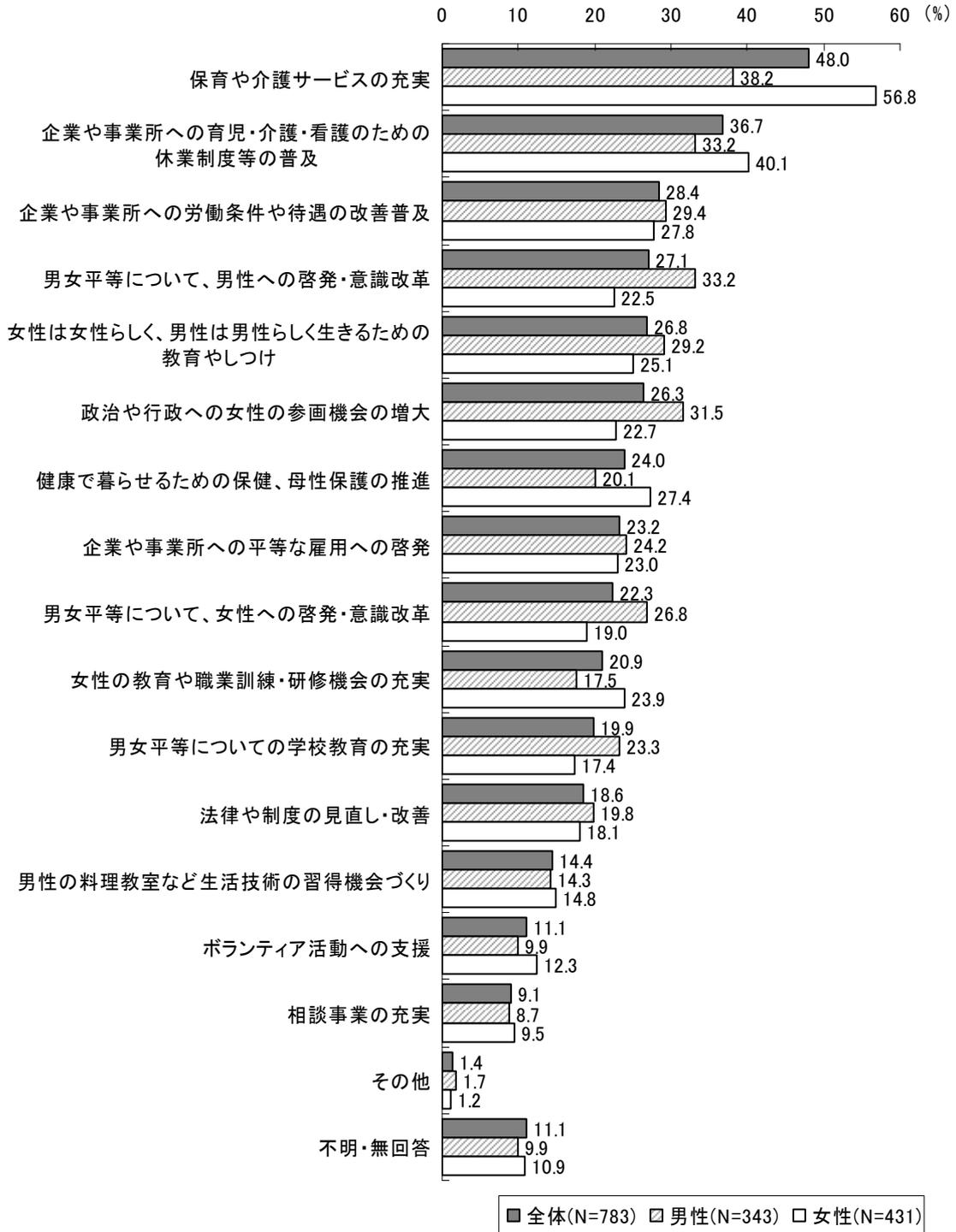
■ 男性の方が非常に優遇されている      ■ どちらかといえば男性の方が優遇されている  
 □ 平等である      ■ どちらかといえば女性の方が優遇されている  
 □ 女性の方が非常に優遇されている      □ わからない  
 □ 不明・無回答

N=783



※ 全国との比較、平成 16 年調査との比較を P52 に掲載

意識調査結果 男女共同参画社会の実現に必要なこと



# 京丹後市男女共同参画条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第10条）

### 第2章 基本的施策（第11条—第24条）

### 第3章 京丹後市男女共同参画審議会（第25条）

### 第4章 雑則（第26条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、今なお、男女の個人としての自由な選択及び活動を制約するような意識、制度、慣行等が根強く残っている。少子高齢化の進展及び人口減少時代の到来に伴い、社会経済情勢及び地域・環境の変化に対応していくため、男女が互いの違いを理解し合い、互いを尊重しつつ協力しながら、双方の視点を活かして個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められている。

ここ丹後は、国内でも珍しい女性首長の古墳の存在をはじめ、大和王権の皇后に相次いで奉ぜられた伝説や丹後七姫の伝承が今に伝えられるように、古くから女性が活躍し、また、近世からは女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど地域の発展に重要な役割を果たしてきたところである。

ここに、私たちは、先人の知恵によって築かれた歴史と文化に学びつつ、市と市民等の協働により、男女の対等な参画を妨げている課題を乗り越え、誰もが持てる力を十分に発揮することができる社会を実現し、もって真に豊かで心の通い合うまちをつくることを決意し、男女共同参画の推進に関する基本理念等を定めた、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2)市民 市内に居住する者、在学・在勤する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (3)事業者 市内において、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4)教育に携わる者 市内において、学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (5)市民団体 市内において、自治会、PTAその他の住民福祉向上等のために活動を行う団体をいう。
- (6)積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (7)セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8)ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある男女間での、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (9)ワーク・ライフ・バランス 誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の活動について、人生の各段階に応じて自ら希望するバランスで展開できることをいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1)個人としての尊厳が平等に重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2)男女の性別による固定的な捉え方を反映した制度及び慣行が改善され、男女が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3)男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに地域及び民間の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4)男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって職業生活、地域生活その他の活動に対等に参加でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5)男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関し双方の意思が基本的に尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができること。
- (6)男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び京都府その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体（以下「市民等」という。）と協働して取り組むよう努めるものとする。

3 市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めるものとする。

### （市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものと

する。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に関する理解を深め、事業活動に際して就労環境を整備し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画社会の形成の推進に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の役割)

第8条 市民団体は、基本理念に関する理解を深め、運営又は活動に際して男女が共に参画する機会を確保し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(情報及び表現に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、男女の役割の固定的な捉え方並びに性的な暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進に関する施策の妨げとなる表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第25条に規定する京丹後市男女共同参画審議会に諮問するとともに、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行うものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の推進体制の整備等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、随時、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点施設の機能充実を図るものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、男女共同参画計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等における委員の委嘱等に当たっては、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第16条 市は、学校教育その他の生涯にわたる教育及び学習活動の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(男女共同参画の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画に関する市民等の関心及び理解を深めるため、積極的に情報提供及び広報活動を行い、学習機会の充実及び啓発活動に努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、市民等との協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民等の報告及び表彰)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画の推進に関する事項について報告を求められることができる。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる市民等に対し、京丹後市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができる。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第20条 市は、事業者に対し、雇用の場における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報及び学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(個人で営む事業における男女共同参画の推進)

第21条 市は、個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

第22条 市は、市民が家庭生活における活動と職業生活における活動の両立を図ることができ、地域社会に参加することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第23条 市は、男女が対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、尊重し合い、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるよう、情報及び健診機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情の申出等)

第24条 市民等は、性に基づく人権侵害の相談があるとき、又は市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対して苦情があるときは、市長に申し出ることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による相談及び苦情の申出を受けたときは、必要に応じて、京丹後市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 京丹後市男女共同参画審議会

(京丹後市男女共同参画審議会)

第25条 男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、京丹後市男女共同参画審議会(以下この条において「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第11条第2項、第19条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について審議する。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(男女共同参画計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている京丹後市男女共同参画計画は、第11条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

(京丹後市男女共同参画審議会条例の廃止)

3 京丹後市男女共同参画審議会条例(平成17年京丹後市条例第9号)は、廃止する。

## 京丹後市男女共同参画審議会委員名簿（敬称略）

平成 23 年 1 月現在

会長、委員等	氏名	備考
会長	小西 恭子	京丹後市女性連絡協議会会長
副会長	梅田耕之助	京丹後市社会福祉協議会会長
委員	芦田 幸夫	京丹後市区長連絡協議会会計
〃	岩見 恵一	京都銀行峰山支店支店長
〃	川澁 明美	京丹後市農業委員会委員
〃	木村 榮子	前京丹後市男女共同参画審議会会長
〃	木本 博	京丹後人権擁護委員協議会委員
〃	浜野 令子	京都府男女共同参画センター館長
〃	藤井美枝子	京丹後市商工会女性部長
〃	古田きよ美	京丹後市PTA協議会家庭教育委員長
〃	増田 明子	京丹後市民生児童委員協議会委員
〃	森本賢一郎	京丹後市小中学校長会連絡協議会会長
〃	安井美佐子	京丹後市連合婦人会会長
〃	行待 佳平	京丹後市商工会副会長
〃	吉岡 聖泰	京丹後市PTA協議会会長

男性：7名 / 女性：8名

## 京丹後市男女共同参画推進会議委員名簿（敬称略）

平成 23 年 1 月現在

会長、委員等	職名	氏名
会長	市長	中山 泰
副会長	副市長	米田 保
委員	教育長	米田 敦弘
〃	会計管理者	和田 道雄
〃	企画総務部長	渡部 貴徳
〃	財務部長	糸井 錦
〃	市民部長	石嶋 政博
〃	医療部長	金久 和幸
〃	健康長寿福祉部長	上田 弘子
〃	農林水産環境部長	緒方 和之
〃	商工観光部長	中村 基彦
〃	建設部長	大村 隆
〃	上下水道部長	中西 悦男
〃	教育次長	吉岡喜代和
〃	議会事務局長	田上 実
〃	消防長	坪倉 護

## 京丹後市男女共同参画推進会議幹事会名簿

平成 23 年 1 月現在

所 属	職 名	氏 名
企画総務部企画政策課	課長補佐	竹内 昌明
企画総務部人事課	主 任	溝口 容子
財務部行財政改革推進課	課長補佐	河田 英雄
市民部市民協働課	課長補佐	荻野 正樹
市民部子ども未来課	課長補佐	福尾 昌信
弥栄病院管理課	主 任	吉岡加代子
健康長寿福祉部生活福祉課	主 任	新谷 千歳
農林水産環境部農政課	主 事	谷口あゆみ
商工観光部産業雇用総合振興課	主 任	蒲田 真穂
教育委員会社会教育課	主 任	島貫 博志

## 事務局

平成 23 年 1 月現在

所 属	職 名	氏 名
市民部市民課	課 長	野村 正彦
市民部市民課	課長補佐	上田 雅彦
市民部市民課	主 任	岸本 裕子

## 後期計画策定及び条例制定の経過

年月日	会議等	主な内容
平成 22 年 4 月 15 日～30 日	住民意識調査	京丹後市在住の 20 歳以上の男女 2,000 人を無作為抽出し、郵送により実施
平成 22 年 8 月 19 日	第 1 回推進会議幹事会	計画案の研究
平成 22 年 9 月 10 日	第 2 回推進会議幹事会	計画案の研究
平成 22 年 9 月 22 日	第 1 回推進会議	計画見直しと条例制定に向けて説明
平成 22 年 9 月 24 日	第 1 回審議会	委員委嘱、諮問 計画策定の経過、現在の取り組み状況、計画見直しと条例制定の説明 市民意識調査の結果の説明
平成 22 年 10 月 20 日	第 3 回推進会議幹事会	計画案、条例案の研究
平成 22 年 11 月 1 日	第 2 回審議会	計画案のグループ討議
平成 22 年 11 月 4 日	第 4 回推進会議幹事会	計画案、条例案の研究
平成 22 年 11 月 22 日	第 5 回推進会議幹事会	計画案、条例案の研究
平成 22 年 11 月 29 日	第 3 回審議会	計画案、条例案の検討
平成 22 年 12 月 8 日	第 6 回推進会議幹事会	計画案、条例案の研究
平成 22 年 12 月 14 日	第 4 回審議会	計画案、条例案の検討（取りまとめ）
平成 23 年 1 月 11 日	市民フォーラム	講演会開催と併せ、市民から意見聴取
平成 23 年 1 月 20 日	第 5 回審議会	計画案、条例案の検討（確認）
平成 23 年 2 月 10 日～28 日	パブリックコメント	計画案、条例案についてパブリックコメントを実施
平成 23 年 2 月 14 日	京丹後市女性連絡協議会理事会	計画案、条例案について女性団体から意見聴取
平成 23 年 2 月 28 日	第 2 回推進会議	パブリックコメント等を踏まえた計画案、条例案について
平成 23 年 3 月 1 日	第 6 回審議会	パブリックコメント等を踏まえた計画案、条例案について 答申案について
平成 23 年 3 月 7 日	答申	京丹後市男女共同参画計画＜後期＞の策定及び京丹後市男女共同参画条例の制定について 答申（会長、副会長）
平成 23 年 7 月 1 日	後期計画策定 条例制定	京丹後市男女共同参画計画＜後期＞策定 京丹後市男女共同参画条例制定

京丹後市男女共同参画計画〈後期〉

～デュエットプラン21～

平成23年7月

作成：京丹後市市民部市民課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

TEL 0772-69-0210 FAX 0772-62-6716

E-mail [shimin@city.kyotango.lg.jp](mailto:shimin@city.kyotango.lg.jp)